

千葉市原子爆弾被爆者慰問金支給要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、原子爆弾の被爆者に予算の範囲内において被爆者慰問金（以下「慰問金」という。）を支給することにより、その心身の慰労を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 慰問金の支給を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年12月16日法律第117号）第2条の規定による被爆者健康手帳の交付を受けた者。
- (2) 12月1日において本市に住所を有する者。
- (3) 前年の12月2日から当該年の12月1日までの間において第4条の規定による支給の申請をなした者または既に第5条の規定による支給の認定を受けている者。

(支給額等)

第3条 慰問金の支給額は、1年につき6,000円とする。

2 慰問金は、毎年12月に支給する。

(支給申請)

第4条 慰問金の支給を受けようとする者は、被爆者健康手帳を提示して原子爆弾被爆者慰問金支給申請（届）書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(支給認定)

第5条 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、決定したときは、原子爆弾被爆者慰問金認定通知書（様式第2号）又は原子爆弾被爆者慰問金支給申請却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(受給権の消滅)

第6条 前条の規定により通知を受けた者（以下「受給権者」という。）が次の各号の一に該当するときは、慰問金の支給を受けることができない。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他市長が受給権を消滅させることが適当であると判断したとき。

2 前項第1号又は第2号に該当するときは、受給権者（前項第2号に掲げる場合にあっては、その親族）は、すみやかに原子爆弾被爆者慰問金等支給申請（届）書（様式第1号）により市長に届出なければならない。

(住所等の変更)

第7条 受給権者がその住所、氏名又は振込先口座を変更したときは、すみやかに原子爆弾被爆者慰問金支給等申請（届）書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

(慰問金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により慰問金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した慰問金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(受給権の保護)

第9条 慰問金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることが

できない。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前にすでに被爆者慰問金支給の認定を受けている者はこの要綱に基づき認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の千葉市原子爆弾被爆者慰問金支給要綱の規定によりなされた申請、通知その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱施行の際、千葉市原爆被爆者慰問金支給要綱の規定により作成されている様式で、現に存するものは、この要綱規定にかかわらず、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。